

## 2010年度試験対策 「更生保護制度」

びわこ学院大学 准教授  
福祉リスクマネジメント研究所 所長  
烏野猛

この「更生保護制度」は、従来の「法学」のなかで部分的に触れられていたものである。  
犯罪者の中には、高齢者も増加しており、かつ再犯性が高いところでは知的障害者とうの問題もクローズアップさせられている環境があることからの新カリキュラムである。

### [試験の出題傾向]

- 昨年の問題の中から見るとキーワードとしては、「罪刑法定主義」「犯罪の成立要件」「刑法上の責任能力」「保護観察処分」などが中心となっている
- 「更生保護」「保護観察」「仮釈放」「恩赦」といったキーワードも含め、言葉の意味を正確に理解しておく必要がある
- 昨今では、「犯罪被害者等支援」「犯罪予防」といった具体的な流れも押さえておく必要がある
- 「更生保護法」の理解が最重要
- 更生保護制度の概要と、その担い手、更生保護制度における関係機関の役割や機能を整理しておく

### 1 「更生保護法」とは… 条文 前提として

犯罪者予防更生法とは、犯罪者の更生及び保護観察制度の運用など再犯の予防に関する手続やそれに関する行政機関について規定している。

2007年には本法と執行猶予者保護観察法の整理・統合を内容とする更生保護法案が提出され、第166回通常国会で成立した。

更生保護法は2008年6月1日に施行され、これにより犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法は廃止となった。

## 目次

### 第一章 総則

- 第一節 目的等(第一条—第三条)
- 第二節 中央更生保護審査会(第四条—第十五条)
- 第三節 地方更生保護委員会(第十六条—第二十八条)
- 第四節 保護観察所(第二十九条・第三十条)
- 第五節 保護観察官及び保護司(第三十一条・第三十二条)

### 第二章 仮釈放等

- 第一節 仮釈放及び仮出場(第三十三条—第四十条)
- 第二節 少年院からの仮退院(第四十一条・第四十二条)
- 第三節 収容中の者の不定期刑の終了(第四十三条—第四十五条)
- 第四節 収容中の者の退院(第四十六条・第四十七条)

### 第三章 保護観察

- 第一節 通則(第四十八条—第六十五条)
- 第二節 保護観察処分少年(第六十六条—第七十条)
- 第三節 少年院仮退院者(第七十一条—第七十四条)
- 第四節 仮釈放者(第七十五条—第七十八条)
- 第五節 保護観察付執行猶予者(第七十九条—第八十一条)

### 第四章 生活環境の調整(第八十二条—第八十四条)

### 第五章 更生緊急保護等

- 第一節 更生緊急保護(第八十五条—第八十七条)
- 第二節 刑執行停止中の者に対する措置(第八十八条)

### 第六章 恩赦の申出(第八十九条・第九十条)

### 第七章 審査請求等

- 第一節 行政手続法の適用除外(第九十一条)
- 第二節 審査請求(第九十二条—第九十六条)

### 第八章 雑則(第九十七条—第九十九条)

### 附則

#### 第一章 総則

##### 第一節 目的等

##### (目的)

第一条 この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

(国の責務等)

第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であって民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない。

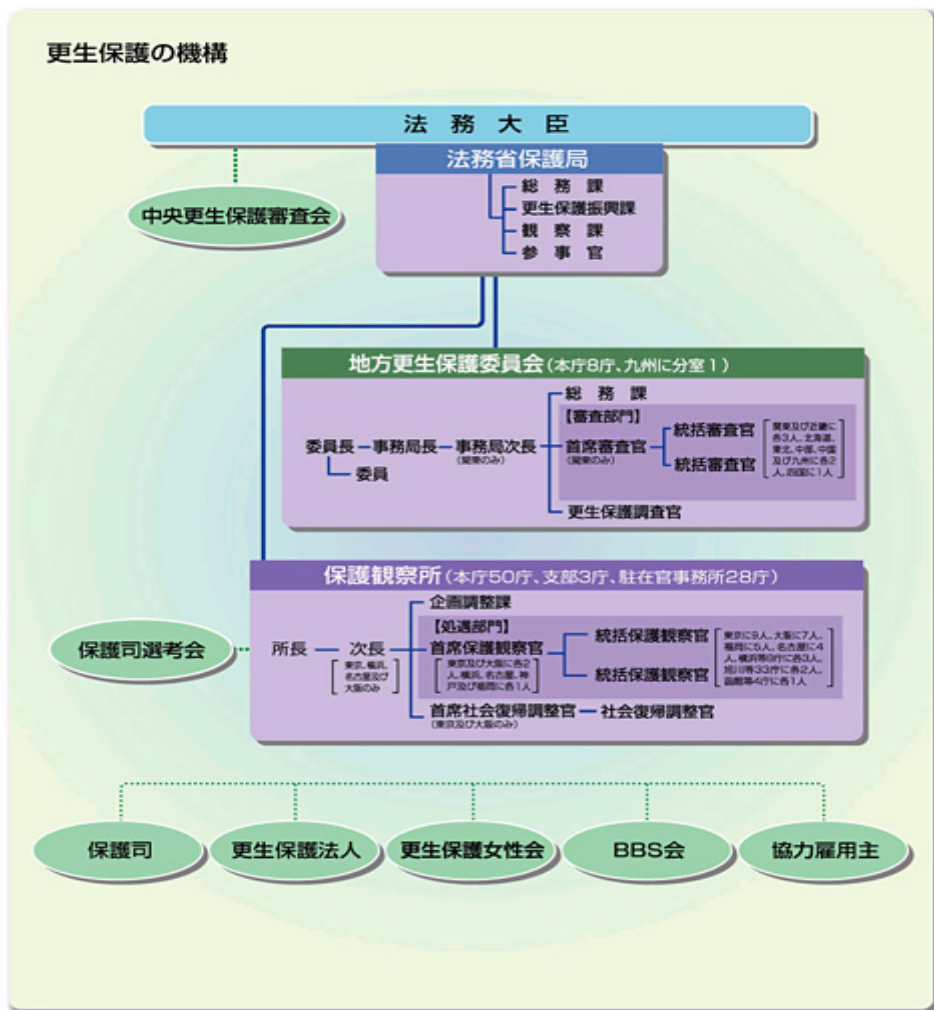
2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。

3 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。

(運用の基準)

第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

## 2 更生保護の組織 機関と構成メンバーを理解する



#### 法務省保護局

仮釈放、保護観察、恩赦、犯罪予防活動及び精神保健観察に関する企画・立案などの事務を行う。

#### 地方更生保護委員会

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置。

- (1) 仮釈放及び仮出場の許可並びに仮釈放の取消し
- (2) 不定期刑の終了
- (3) 少年院からの仮退院及び退院の許可
- (4) その他法律に定められた事務

に関する権限を有する合議機関で、3人以上14人以下の委員で構成。

#### 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護及び精神保健観察の第一線の実施機関として、

- (1) 保護観察
- (2) 環境調整
- (3) 更生緊急保護
- (4) 恩赦の上申
- (5) 犯罪予防活動
- (6) 精神保健観察

などの事務を行う。

#### 保護観察官

地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、心理学、教育学、社会学などの専門的知識に基づき保護司と一緒に、犯罪や非行をした人々を通常の社会生活の中で指導・援助しているほか、犯罪非行の予防に関する事務などを行う。

#### 社会復帰調整官

心神喪失者等医療観察法に基づく処遇に従事する専門職員として保護観察所に配置される国家公務員で、精神保健福祉士の有資格者などから採用される。

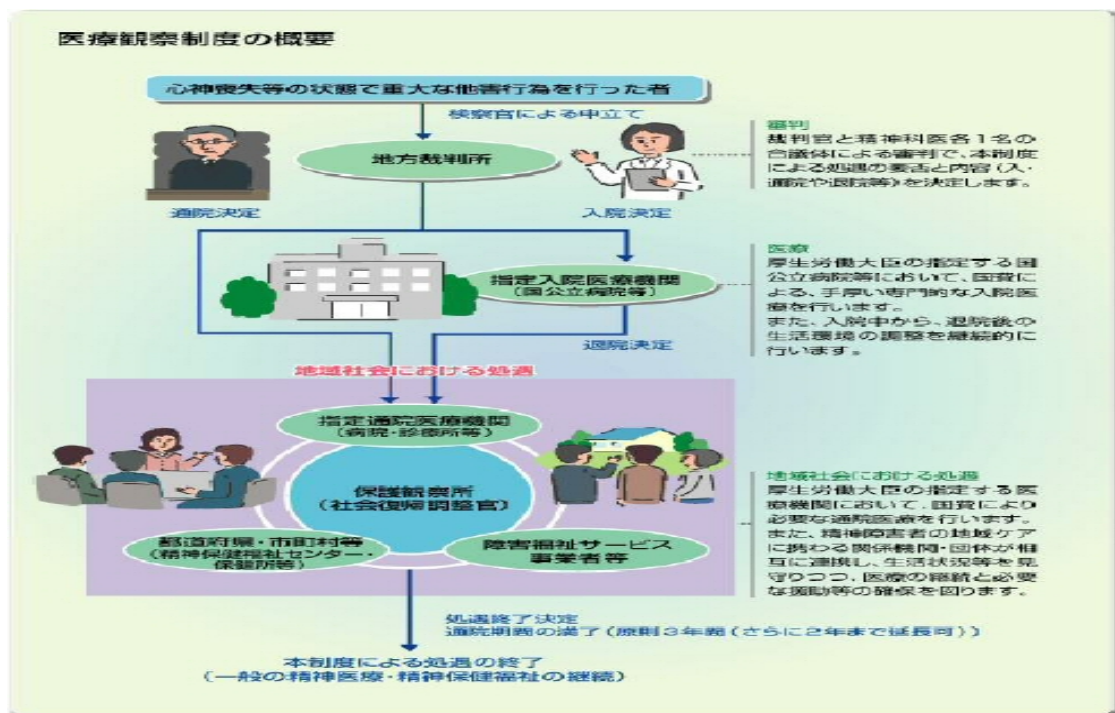
精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識に基づき、心神喪失者等医療観察法による地域ケアのコーディネーターとして、同法の対象となる精神障害者の継続的な医療の確保と社会復帰の促進に関する事務などを行う。

### 3 医療観察制度とは

「医療観察制度」は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。）殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的として新たに創設された処遇制度。

平成15年に成立した「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な処遇を決定するための審判手続が設けられたほか、入院決定（医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定）を受けた人については、厚生労働省所管の指定入院医療機関による専門的な医療が提供され、その間、保護観察所は、その人について、退院後の生活環境の調整を行う。

また、通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）を受けた人及び退院を許可された人については、原則として3年間、厚生労働省所管の指定通院医療機関による医療が提供されるほか、保護観察所による精神保健観察に付され、必要な医療と援助の確保が図られる。



### 4 保護観察

#### 保護観察

#### (1) 保護観察の目的・種類

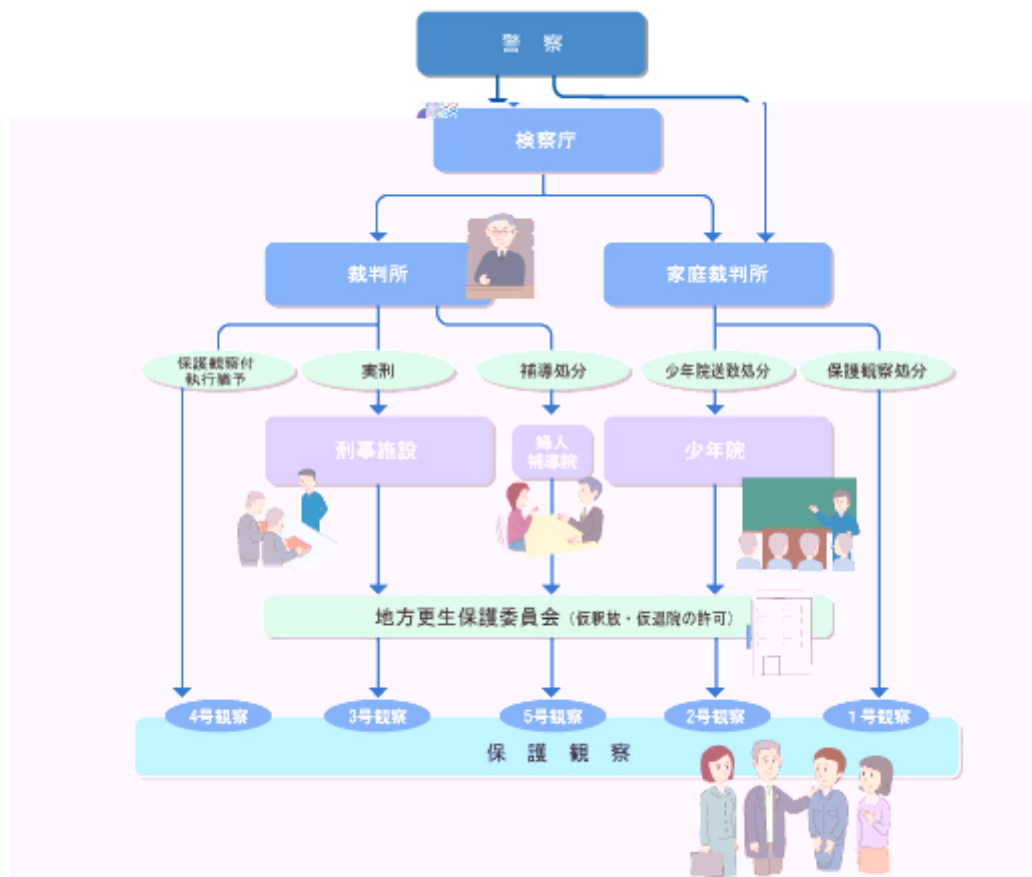
保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援助を行うもので、次の5種の人とその対象となる。

号 種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



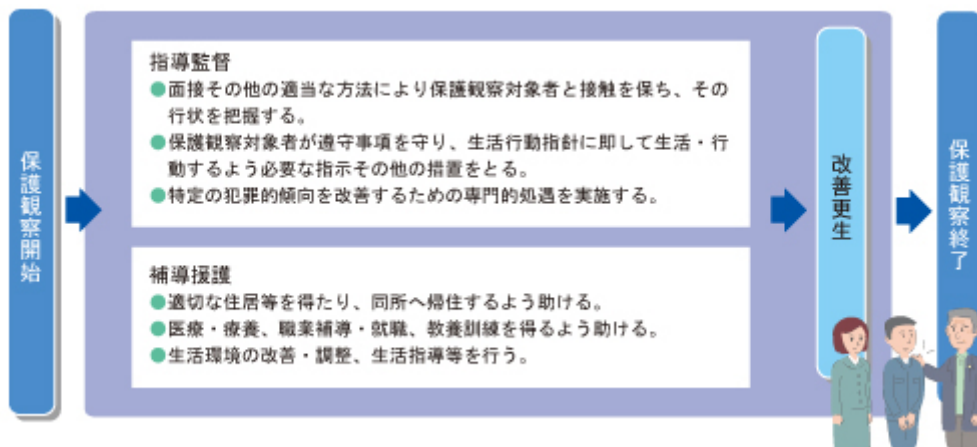
1号観察には如過方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

## (2) 保護観察の流れ



## (3) 保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行う。



## 5 恩赦とは

恩赦は、裁判手続によらずに刑事裁判の内容を変更し、その効力を変更若しくは消滅させるもので、政令で恩赦の対象となる罪や刑の種類等を定めて、その要件に該当する人に対して一律に行われる政令恩赦と、特定の人について個別に審査して行われる個別恩赦がある。

個別恩赦には、次の4つの種類。

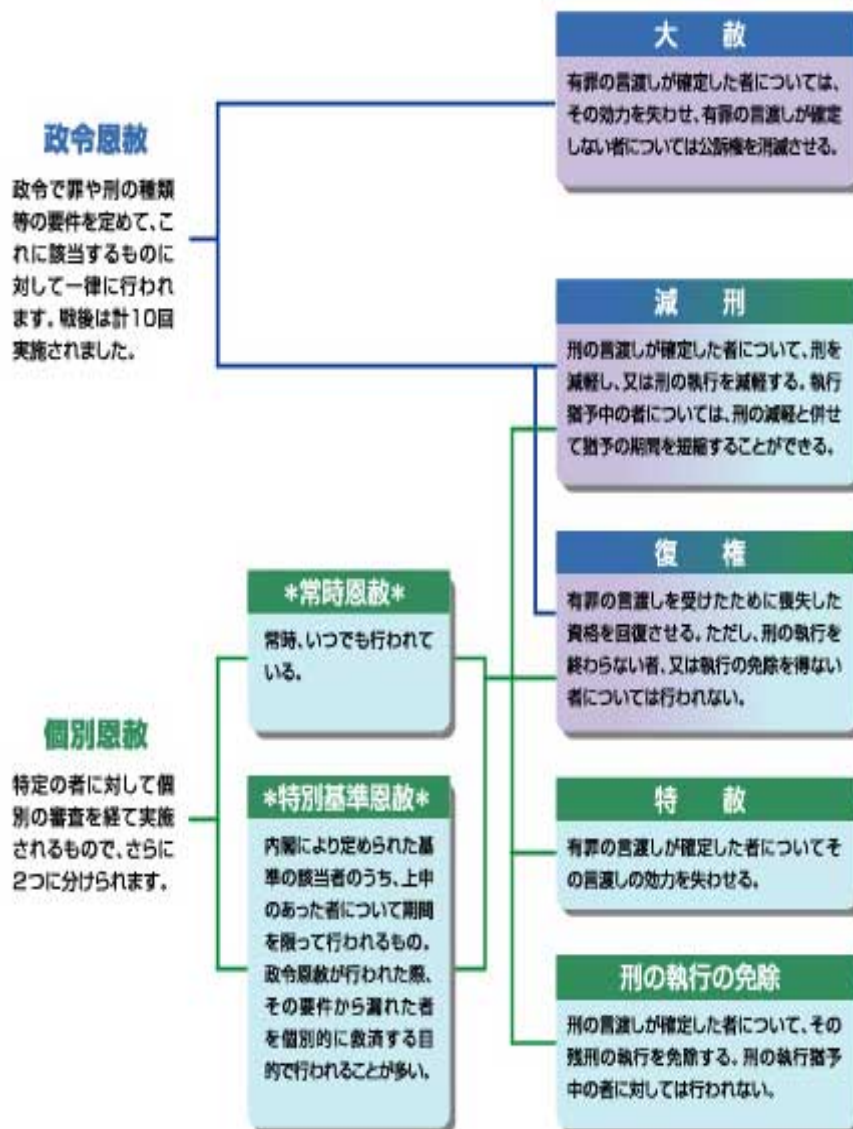
特赦： 有罪の言渡しそのものの効力を失わせる。

減刑： 言渡しを受けた刑を減輕し、又は刑の執行を減輕。

刑の執行の免除： 確定した刑の執行を将来に向かって全部免除。

復権： 刑の執行を終了した人等に対し、法令の定めにより喪失し、又は停止されている資格を回復させる。

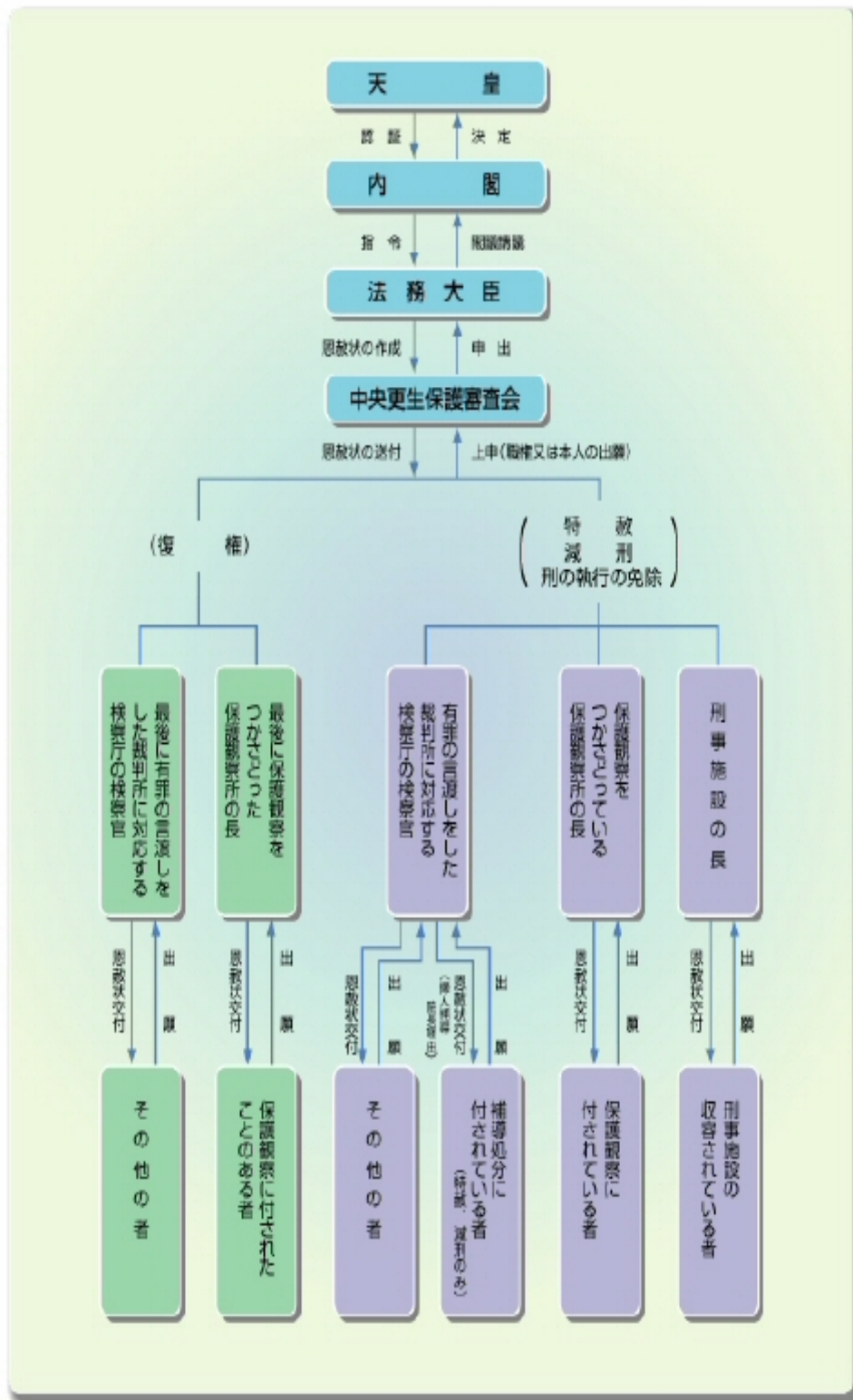




個別恩赦の手続は、検察官、刑事施設及び保護観察所の長が職権又は本人からの出願に基づき、中央更生保護審査会に上申し、審査会が審査の結果、恩赦を実施すべきであると認める場合には、法務大臣に対しその旨の申出を行い、その申出がなされた者について、内閣が閣議により決定し、天皇が認証する。



## 個別恩赦の手續について



## 6 犯罪者就労支援対策

(1) 更生保護の分野では、従来から協力雇用主制度がある。

協力雇用主とは、犯罪や非行の前歴を承知で雇用機会を提供してくれている民間の事業者であり、あらかじめ保護観察所に登録。

現在、6,556 社(平成 20 年4月 1 日現在)が登録。

(2) 法務省は厚生労働省と連携

平成 18 年度から、無職の保護観察対象者等を職に就かせるために、次の二つの総合的就労支援対策を実施。

第一は、就労支援の対象者を試行的に雇用した事業主に対して試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)支給制度。

第二は、対象者に対して、事業所での職場体験講習や就労セミナー、事業所見学会を開催。まず、職場体験講習は、刑務所出所者等に、実際の職場環境や業務を体験させることにより、その仕事に対する理解と関心を深め、就業への自信を付与するとともに、職場に適応しやすくすることを目的として、事業主に委託して実施するものであり、5日から1ヶ月の講習を実施する事業主に対して委託費を支給。

更に、保護観察所等は、就職活動を容易にするための知識や技能の習得を目的としたセミナーの開催や実際の事業所の実態等の理解を図ることを目的とする事業所見学会を開催。

それら施策に加えて法務省は、就職時に身元保証人のいない者に対して身元保証を行うための制度がある。

この身元保証制度は、身元保証人がいないために就職が困難な者について、民間保証事業者(NPO法人「全国更生保護就労支援会」)が身元保証を行うことにより、刑務所出所者等の雇用に不安を持つ雇用主に安心感を与え、雇用を促進する制度。

これらの就労支援策を実施した結果、平成 19 年度は、5,493 人が就労支援の対象者となり、2,043 人が就職している。